

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
4月7日（月）	危機管理政策課	088-621-2708	大井・宮内

## 危機管理会議の開催結果について

以下のとおり、危機管理会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：平成 26 年 4 月 7 日（月） 16:30 ～ 16:50
- 2 場 所：県庁 4 階 405 会議室
- 3 出席者：政策監、危機管理部長、各部局主管課長ほか 計 21 名
- 4 協議概要
  - (1) 本県における豚流行性下痢の疑い事例の確認について
    - 農林水産部から、以下の点について説明を行った。
      - ・ 本県の養豚農場において豚流行性下痢（PED）を疑う事例が確認されたこと。
      - ・ 本病の症状は、水溶性の下痢を主徴とし、10日齢以下の「ほ乳豚」では、死亡率が高いものの、母豚や肥育豚では一過性の下痢で治癒し、人に感染することはないこと。
      - ・ 本病は、家畜伝染病予防法の届出伝染病に指定されているが、高病原性鳥インフルエンザなどのように殺処分等の防疫措置は実施されず、治癒後は通常どおり、と畜場等へ出荷することができること。
      - ・ 今回の疑い事例の概要や、確認に至るまでの経緯等。
    - 危機管理部から、次のとおり補足説明を行った。
      - ・ 既に、近隣府県においても本病の発生が確認されていることから、豚のと畜を実施している3つのと畜場に対し、本病に罹患した疑いがある農場から出荷された豚については、と畜順序を変更し最後にと殺するとともに、搬入経路を区分し、交差汚染を防ぐ対策を行っていること。
      - ・ 同様に、搬入車両や係留所、と畜場内の消毒を徹底するとともに、と畜場作業に従事する職員及び作業衣等の消毒を徹底するよう、作業従事者等に指導を行ったこと。
      - ・ 今回の事案を受けて、と畜場の衛生対策を一層徹底していくこと。
    - 以上の報告を踏まえ、政策監から、以下の指示があった。
 

【政策監指示事項】

      - ・ 農林水産部においては、これまでも本病の侵入防止に努めてきたところであるが、今回の事案を踏まえ、なお一層の防疫措置を徹底すること。
      - ・ 本病は、人に感染することはなく、治癒後は通常通り、と畜場へ出荷できるものであることから、風評被害を防止するため、正しい情報の周知・広報を徹底すること。
      - ・ 豚への感染については畜産課と家畜保健衛生所において、食の安全・安心については安全衛生課と各保健所において、それぞれ県民からの相談に対応できる体制を構築し、不安の払拭に努めること。

(2) 北朝鮮による弾道ミサイル発射事案への対応について

- 危機管理部から、以下の点について説明を行った。
  - ・ 本事案については、去る3月26日にも、危機管理連絡会議を開催し、北朝鮮によるミサイル発射の状況や、総理指示事項などについて、庁内の情報の共有化を図るとともに、「出漁船への影響等に備え、農林水産部から漁業協同組合への情報提供を行うこと」や、「引き続き各部局情報収集に努めるとともに、情報を覚知した場合には、危機管理部への情報集約を行うこと」などを、各部局へ依頼したところ。
  - ・ 今後、4月15日には太陽節（金日成主席の生誕日）、4月25日には北朝鮮軍の創設記念日と、北朝鮮の祝日が続くことから、本県関係の漁船への影響確認等、各部局において引き続き積極的な情報収集と、情報を覚知した場合の危機管理部への連絡を改めてお願いする。
- 最後に、政策監から、以下の指示があった。

【政策監指示事項】

  - ・ 4月1日の危機管理会議で指示した事項を踏まえ、「危機事象に対しては、全庁的な組織体制で、持てる力を結集して対応すること。」の重要性を、改めて認識すること。

以 上